

秩父市農業委員会 令和8年 第3回定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和8年3月23日(月)午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和8年3月23日(月)午後4時15分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 1階研修室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員14名)

※ただし、12番井原愛子委員は遅刻しているため、第13号議題の表決には参加していない

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席番号	農業委員氏名	出席状況	議事録署名人	地区	推進委委員氏名	出欠状況
1番	新井 範	出席	●	第1区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席		第3区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	欠席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席	●	第6区域	木村 誠司	出席
					浅見 喜一	出席

◎印 農業委員会長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
日程第2 議事日程の報告
日程第3 総会成立の報告
日程第4 議事録署名委員の指名
日程第5 諸報告
日程第6 審議議案の報告
日程第7 議案審議
議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について (10件)
議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について (12件)
議案第15号 農用地利用集積等促進計画の意見について (4件)
議案第16号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (1件)
議案第17号 令和8年度の農地利用の最適化の目標設定等(案)について
日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	黒澤美紀子		主幹	小川英孝	書記
参与	浅賀照夫		主任	川上僚太	書記
主査	笠原信之		主任	平沼治貴	
			主事	高野友陽	

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和8年第3回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承ください。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

黒澤事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中14名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。なお、12番井原愛子委員が遅れる申出があり、議長として承認しましたので報告します。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

13番 新井 一雄 委員 及び 1番 新井 範 委員 以上、お二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をさせます。

黒澤事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。1、通知書の受理についてでございます。農地法第18条第6項の規定による合意解約に伴う通知書となっており、農林公社と耕作者との間での解約となります。合意が成立した日、および土地の引き渡しの時期等はそれぞれ通知書記載のとおりでございます。次に2、農業用施設の設置について説明します。詳細は記載のとおりでございます。届出者は、●●●●栽培の●●に必要とする●●●●するため届出がされたものでございます。以上でございます。

日程第6 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をさせます。

黒澤事務局長 令和8年第3回定例総会において、ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について (10件)

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第13号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第14号上程 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。本案番号1につきましては、●●●●●●●●●●が議事参与の制限にあたる案件となりますので、まず、番号1を審議し、その後番号2以降を審議いたします。●●●●におかれましては退席をお願いいたします。

（委員の退席を確認した後）

議長（横田 友会長） 事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1について説明します。議案書の4ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●字●●、畑、1筆、●●●●㎡で平成●●年に●●●●●●●●●●により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●●●から東に約●●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、土地改良区内の農地として第1種農地と判断しました。転用の目的は、駐車場です。

申請事由を説明します。譲受人は●●で令和●●年に申請地付近へ事務所を設けました。しかし、営業を始めたところ、来客用及び職員用の駐車スペースが不足したため、この度、申請地を職員用駐車スペースとして転用し、駐車場の効率化を図りたいとして申請に至りました。権利の種類は賃借権で資金調達計画も整っており、隣接耕作農地の耕作者から転用に対する承諾書が提出されています。なお、申請地は農業振興地域農用地区域でしたが、令和●●年●●月●●日付で除外手続きが完了しています。現地を確認したところ、保全管理となっております。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

11番 富田 博明委員 11番富田です。番号について説明します。事務局の主任と一緒に現地を拝見してきました。こちら●●の土地なんですけどこの周りにもいくつか駐車場として借りてるところがあるんですが、そちらに本社、本店が移られたことでいろいろ会議等行った時の駐車場が、他にないということで、近くを探していたということでした。今は保全管理状態なんで、乗り入れも簡単に入れると思うんですけど、駐車場のスペースに30台から35台ぐらい駐車するという話を伺ってます。特に問題ないのかなと思います。ご審議のほどお願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等がありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第14号番号1について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

●●●●におかれましては、席にお戻りください。

（委員の着席を待つ）

議長（横田 友会長） 次に、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」番号2からを議題といたします。事務局に説明させます。

事務局（川上主任） 番号2について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●字●●、畑、1筆、●●●●㎡で昭和●●年に相続により取得した土

地です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●●●から北に約●●●m離れた場所
にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない農
地として第2種農地と判断しました。転用の目的は、駐車場です。

申請事由を説明します。譲受人は、法人であり申請地付近に事業所を構え、●●●●●●、●●や
●●●●●●などを行っています。しかし、近年、●●●●●●の●●、●●や●●●●●●●●の利用
者が増えたことにより、駐車スペースが不足してきました。そのため、この度、申請地を駐車ス
ペースとして転用し、駐車場の効率化を図りたいとして申請に至りました。権利の種類は所有権移
転で資金調達計画も整っており、隣接地に農地はありません。なお、申請地は農業振興地域農用
地地区域でしたが、令和●年●月●●日付で除外手続きが完了しています。現地を確認したところ、保
全管理状態でした。

事務局（浅賀参与） 私からは、番号3と4について説明いたします。最初に、3番について説明いた
します。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧
ください。申請地は、●●●字●●、●●番●、●●●●●m²の内●●●●●m²で、●●●●●から東に
●●m位に位置しております。申請地は、自己用住宅の建設を計画している土地になります。

立地の基準につきましては、用途区域内であるため、第3種農地と判断いたしました。転用目的
は、自己用住宅の建設です。転用理由は、現在アパートで生活をしており、手狭となった事から自
己用住宅の建築地を●●地域で探していたところ土地所有者と土地譲渡で合意に至ったため、申
請に至ったとの事です。事業計画、資金計画は整っており、自己住宅の建設を進めたいとの事
です。現地を確認したところ、隣接地は譲渡人の農地だけであり、申請地は畑の状態でした。

また、今回の申請については、早急に建築を進めたいとの事で、分筆登記前の申請となっております、
表記が●●●●●m²の内●●●●●m²となっております。

次に、4について説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載の
とおりです。案内図をご覧ください。申請地は●●●字●●、●●●●●番●、●●●●●m²で、●●
から東側に●●●m位に位置しております。申請地は、近隣に建設されている●●●●●●の立替
に伴い、重機設置場所及び資材置場として一時転用を計画し令和●年●●月に許可がおりている
土地になります。今回の申請は、一時転用期間の延長です。当初計画により据え付け工事作業中
に、●●●●●●●●●●に●●か発見され、●●●●●●●●が必要になり、製作期間等に●か月以上要
することから、一時転用期間の●●か月延長が必要となり、今回の申請になったとの事です。

転用目的は、当初の許可案件の一時転用の期間を、●●か月延長するため追加の本申請を行うも
のです。使用目的は、●●●●●●●●●●に必要な重機の設置場所及び資材置場として使用するも
のです。

今回の改修費に伴う費用は、●●●●●●●●によるものであり、●●●●●●、●●●●●●●●の費用は●
●●●●●●が負担するとの事で、当初の資金計画から変更はないとの事です。今回の申請により、
延長期間は安全柵等を設置し、次の工事まで安全確保をし実施したいとのでございました。現地
を確認したところ、敷き鉄板等が設置され申請地は柵で囲われている状況でした。以上でござい
ます。

事務局（小川主幹） 番号5番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は●●字●●、畑、1筆、●●●●●m²で、平成●年に相続により取得した土地です。

申請地は●●●●●●●●から南に約●●●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地
に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしま
した。転用目的は、自己用住宅用地の拡張でございます。

譲受人は申請地の隣接に居住しておりますが、駐車スペース等がなく、不便な状況のため、申請地
を買受け、宅地と一体利用したいと今回の申請に至りました。現地は、不耕作地でございました。
番号6番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は●●、田、2筆、●●●●●m²で、昭和●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●●●●の東側約●●●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地

に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的について、譲受人は●●●を営んでおり、申請地は、事務所の前の立地で、従業員の駐車場として利用することで出入りしやすくなり、安全性を確保できることから申請されました。現地は、平成●年頃から駐車場として使用されており、始末書が添付されております。

番号7番について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は●●、畑、1筆、●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●の東側約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的について、譲受人は、現在アパートに居住しておりますが、日常手狭になってきたため、以前より計画していた●●●を含めた自己用住宅兼店舗を建築したいと申請されました。

●●●●●となっておりますが、譲受人の●が渡し人の●●という関係となっております。

現地は、一部が、平成●年頃から駐車場として使われており、始末書が添付されております。

黒澤事務局長 私からは、番号8から番号10について説明します。

まず、番号8でございますが、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●字●●●、畑1筆、●●㎡で平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は ●●●●●●●から西南に約●km離れた場所にあり、立地の基準につきましては、街区の面積にしめる宅地の面積が40%を超えるため、第3種農地と判断しました。転用の目的は、進入路用地です。

申請事由について説明します。譲受人は、自宅から公道に至る進入路の幅員が充分でないため、自宅を新築した●●●●●より、進入路として使用しており、始末書添付のうえ、是正申請するものです。権利の種類は所有権移転で、●●●である所有者と譲り受ける話がまとまり、贈与となります。また、隣接地に同意が必要となる農地はなく、現地を確認したところ、進入路として利用されておりました。

次に、番号9について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●字●●、畑1筆●●●㎡で平成●●年に贈与により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は●●の●●●から北東に約●●●km離れた場所にあり、立地の基準につきましては、土地改良区内に存在する農地として、第一種農地と判断いたしました。土地改良区内でございますが、令和●年●月●●日に農振除外申出の許可が降りている農地となります。転用の目的は、自己用住宅です。申請事由について説明します。譲受人は、アパートにて生活しておりましたが、手狭になったため、土地を探していたところ、●●の所有する土地が●●の住居地の隣接地にあり、譲っていただく話がまとまり、申請するものです。権利の種類は所有権移転で、資金調達計画は整っています。また、隣接地の農地所有者からは同意を得ており、現地を確認したところ、少しだけ●●●が植わっておりましたが、全体的には保管理状況でした。

次に、番号10番について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●字●●●●、畑1筆、●●●●㎡で令和●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は ●●●●●から北に約●●●km離れた場所にあり、立地の基準につきましては、工業地帯となっており、街区の面積にしめる宅地の面積が40%を超えるため、第3種農地と判断しました。転用の目的は、駐車場用地です。申請事由について説明します。

譲受人は、●●●を営んでおり、●●●●名程の従業員が勤務しており、現在●●●台の駐車場がありますが、受注が活況の中、少しずつ従業員を増やしており、駐車場を探していたところ、譲受人と話がまとまり、申請するものです。権利の種類は賃借権で、隣接地に同意が必要となる農地はなく、現地を確認したところ、不耕作状況でした。説明は以上です。

事務局（笠原主査） 私からは、番号11について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は●●●字●●畑、1筆、●●●㎡で、平成●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●の西、約●●●mに位置しており、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2

種農地と判断いたしました。

転用目的は自己用住宅で、追認の案件です。申請事由ですが、譲受人は昭和●●年頃に譲渡人の土地を賃貸借により土地を借り、農地法の許可を得ずに住宅を建築し、居住しておりました。

今後のことを考え、譲渡人、譲受人の双方で話し合った結果、売買することとなりました。その際に、申請地が違反転用状態であることがわかり、是正したいとして始末書添付のうえ、このたび申請に至ったものです。土地取得費用が発生いたしますが、資金計画は整っております。

隣接農地所有者の同意書も添付されていること、また、現在の状態で●●年以上経過していることから、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。現地を確認したところ、住宅が建っております。説明は以上です。

事務局（高野主事） 私からは、番号12についてを説明いたします。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は●●●●字●●、畑、1筆、●●●㎡で、宅地との一体利用で計●●●㎡あり、昭和●●年に売買により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、●●●●●から北西に約●●●mの地点に位置しています。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。本申請地は農業振興地域区域内の農用地でしたが、令和●年●月●●日付で除外の決定を受けております。転用目的は、自己用住宅敷地の拡張です。申出理由ですが、譲受人は現在市道を挟んで北側の宅地に居住し、●●と●●を生業としています。●●●やその●●●、●●●●●●●●●●や●●●●●●●●●●を居住する住宅に置くと非常に手狭となるため、平成●年頃から●●および●●●●を建て利用してきたとのことです。譲受人は譲渡人から申請地を長年借りており、この度土地を売買により譲受ようとしたところ、申請地が農地であり、農地転用許可が必要であることが判明したとのことです。今後も同様に●●や●●●●として利用したいとのことで、始末書が添付されております。権利の種類は売買による所有権移転で、資金調達計画は整っております。現地を確認しましたところ、既に●●や●●●●等の自己用住宅敷地として使われておりました。説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

11番 富田 博明委員 11番富田です。番号2について意見を申し上げます。先週、川上主任と一緒に現地を確認しに行ってきました。現地は前面に道路が背面に水路があります。特に農地に関わる感じはございませんでした。まあ近くを探していた、ちょうど都合のいいところがあったみたいで、駐車場として不足してるので、そちらを購入して、●台分ですかね、駐車したいということになっております。あまり回りに平なところもなく、ちょうどいい所を探したのではないかと思います。既存の事業地と申請地の間に県道があり、出入りには少し注意が必要かなとは思いますが。管理するにも丁度いいと思います。やむを得ないかなと思います。ご審議のほどお願いいたします。

1番 新井 範委員 1番新井です。事務局の浅賀さんと一緒にこの場所を見ました。踏切のすぐ脇ということで、ここに自己用住宅ということで、以前は譲渡人が芋を作ってたという畑になります。なんら問題はないのかなというふうに思っております。皆さんの判断をよろしく願います。続いて4番の●●●●●の件なんですけど、ここは事務局と一緒に歩いたんですけども、もう建設が済んで、●●の跡がもう出来ている状態だったんですけど、●●●●●に●●が入ってたということで、あの工事が1年延びるということだそうなので、そのまま維持していきたいということだったんで、致し方ないのかなというふうに思っております。皆様のご判断、どうぞよろしくお願いいたします。

9番 新田 恭一委員 はい9番新田です、5番6番7番について意見を申し上げます。

まず5番ですが、先ほど事務局の小川主幹の方から説明がありまして、まあだぶりますけれども、点線で囲まれたところが現在住んでおるといふところなんです。その上のところですが、あそこは全部今回の申請地ということで、駐車場に利用したいということで申請があったということになります。今現在住んでおる家のすぐ前が、道路になっておりまして、本当にまあ庭っていうのは無いわけなんです。そういうことで今度は裏になるんですけど、そこに駐車場というふうなことであります。作物も数年作られていないような状況のところでございますので、止むを得ない

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。
質問等がありますか。

7番 豊田 恵男委員 7番豊田です。ちょっと確認なんですけど、4番、その隣の隣接地で、今回の案件が通ると耕作しやすいということなんですけど、その隣接地は地目は畑でよろしいですか。今回の出た案件が地目が田んぼになってるんですけど、その辺の段差ってのはないんですか。

事務局（浅賀参与） これが元あったところの畑。ここへ分譲地を作って、ここに同じ方が広い土地を持ってたところで、進入路は4mでいいので、4mで切って、この横の方がもう家を買って住まわられていて、ここの部分はこちらの方がお買いになって、5条申請で追認で買っていただいて、ここだけ三角が残ってしまう。前回分譲地の時に、本来その時一緒にしたかったのですが、この方に何件か違法転用が見つかり出来ず、ここに道路が出来て、ここから全面に入れるような形になり、使い勝手はよくなっていると思います。

7番 豊田 恵男委員 耕作に関しては問題ない。

事務局（浅賀参与） はい、進入路と同じ高さに畑になって、土地がなっていて。前はここがくぼんでいて、すごく下がった部分だと思うんですけども、そこが平らになってしまっただけで土が多少入ってるかもしれないんですけど、現状はここ砂利が、今まだ分譲終わってませんので、砂利が敷いた状態になっていて、そことほぼ変わらない高さのところを一带の土地で整地がされてる状態です。

7番 豊田 恵男委員 ありがとうございます。地主は同じですよ。

事務局（浅賀参与） はい。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。他にご意見はございますか

議長（横田 友会長） よろしいでしょうか。他にご質問等はございませんか
（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第12号番号2から番号10について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第15号上程 農用地利用集積等促進計画の意見について

議長（横田 友会長） 議案第15号 農用地利用集積等促進計画の意見についてを議題とします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（小川主幹） 私からは番号1について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和●●年●●月●●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書をご覧ください。

申請地は、●●字●●●●、●●、●●、畑、17筆、計●●●●●●●●㎡です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●の東西、約●●●●m付近に点在しております。

今回の計画の経緯でございますが、以前から●●が経営してる●●●●の農地を、●●●●が立ち上げた法人が借りるという計画になっております。名義は変わりますが、実質的な作業や農園の管理等については、変わりはないとのことでした。

利用権を設定する期間は、令和●●年●●月●●日から、そのうち6筆は●●年●●か月の賃貸借、11筆は●●年間の使用貸借となっております。11筆の使用貸借の農地は、●●が所有して自ら経営してきた農地であり、賃貸借する6筆は、以前は地権者から●●から借りていた農地を、法人が引き継ぐ形になります。作付としては、●●●●●となっております。

年間農業従事日数は●●●日を見込んでおります。現地確認したところ、ほとんどが●●●●●のビニールハウスで、ハウス内も確認しましたが、たいへんきれいに管理されておりました。一部は普通畑となっております。

事務局（笠原主査） 番号2について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書をご覧ください。申請地は、●●●字●●●●●、畑、2筆、●●●●●㎡です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●の南、約●●●●●m付近に位置しております。別紙の2に案件の詳細がございますので、ご確認ください。利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から●●●●●年間で、設定する権利は賃借権となっており、作付計画では●●●●●、●●●●●を栽培する計画で、●月●●日で契約満期を迎えるため、契約を更新するものです。

促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に適合することが要件となります。借受人の経営農地を確認したところ、耕作の状態であり、年間農業従事日数は●●●日を見込んでおります。そのため農地全てを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしている者と判断されます。現地を確認したところ、ビニールハウスもあり、耕作されておりました。説明は以上です。

次に、番号3について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書をご覧ください。申請地は、●●●字●●●、畑、1筆、●●●●●㎡です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●の南東、約●●●●●m付近に位置しております。利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から●●●●●年間で、設定する権利は賃借権となっており、作付計画では、●●●●●●●●●を栽培する計画で、●月●●日で契約満期を迎えるため、契約を更新するものです。

促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に適合することが要件となります。借受人の経営農地を確認したところ、耕作の状態であり、年間農業従事日数は●●●日を見込んでおります。そのため農地全てを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしている者と判断されます。現地を確認したところ、耕作されておりました。説明は以上です。

番号4について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和●年●月●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書をご覧ください。申請地は、●●●字●●●●●、畑、13筆、●●●●●㎡です。案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●●●の南、約●●●●●m付近に位置しております。

別紙の3に案件の詳細がございますので、ご確認ください。利用権を設定する期間は、令和●年●月●日から●●●●●年間で、設定する権利は賃借権となっており、作付計画では●●●●●●●●●を栽培する計画で、●月●●日で契約満期を迎えるため、契約を更新するものです。促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に適合することが要件となります。借受人の経営農地を確認したところ、耕作の状態であり、年間農業従事日数は●●●日を見込んでおります。そのため農地全てを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしている者と判断されます。現地を確認したところ、耕作されておりました。説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1 2 番 井原 愛子委員 1 2 番井原です。番号1について説明させていただきます。せんだって、事務局小川主幹と田口さんと現地の方確認させていただき、●●●●●●●●の●●●●●●●●●にですね、全ての農地の案内させていただきました。基本的にはビニールハウスで、ハウス内で●●●●●の苗を仕立てている状況でした。こちらの方も、ほとんどが●●●●●●●●●が元々管理していたものを、会社の方で総じて一手に引き受けるということなので特段問題はないかなと思います。皆様のご審議をお願いします。

す。所有者も高齢となり、子どもも畑として管理していくのは土地の状況的に難しいとのことで、このたびの申出となりました。農地パトロールの判定では、保全管理ですが、一部●●●●となっております。生えている樹種については、●●●や●の木が見受けられましたが、農地までの進入路や農地が傾斜のキツイ斜面であることなどを勘案すると、営農は困難であるのではないかと考えます。説明は、以上でございます。皆様のご審議をお願いいたします。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番 黒田 昭雄委員 4番の黒田昭雄です。1番について意見を申し上げます。内容は事務局の説明の通りです。先日●●日に笠原主査、推進員の新舟さん、岡田さん、4人で現地確認しました。現地は石間っていう地区の一番奥の●●というところなんですけど、まあ現地に行くにも、かなり坂道を上がっていくような所で、耕作地を確認したんですけど、登り口が狭くて、機械も登れないようなところでした。上の方には農地があるんですけど、一部は全然、木が生えていたり、●が生えていたり、耕作地として無理かなと思いましたが。一部は、●や●とかが植わってたんですけど、かなり勾配がきつくてですね。本当に登っていくのも大変なところでした。とても●●●●も、運搬の●●●●●ですかね、登って行けないような状態で、ちょっと耕作するには無理かなと思いましたが。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

5区新舟 文男委員 5区推進員の新舟です。申し訳ないんですがちょっと休憩を入れてもらえますか。

議長（横田 友会長） 暫時休憩とします。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 会議を再開します。

5区 新舟 文男委員 それで先ほど見ていただいた進入路ですが、この幅で非常に全て人力作業という状況の農地です。畑の勾配につきましては、非常に勾配が強く、逆さ堀と言って、下を向いて掘る畑であります。ほとんどが全部この辺につきましては、逆さ堀で人力作業をしていたという状況の場所です。私が調査したところ、柿またはくるみが植わっている状況なんですけども、ここへ来て、この逆さ堀のところでは何か作業ができるかというような状況で、あっても誰も出来ないんじゃないかな、そう思う次第であります。よって、この土地につきましては、農地として認めるような方向ではなく、所有者としても●●歳という年齢でありますので、今後この土地を誰かにとっても、購入する人もいないと思えますし、次の代に譲るのにも譲れないような状況。本人としては、自分の所有のときに、農地除外をさせていただければいいかというような状況で申請されたことと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

5区 岡田 英幸委員 5区の岡田です。数々のですね、農地を見てきましたけど、おんなじ●●であってもね、このような農地とかね、このようなところはね、なかなか見たことがなくて、非常にですね、こちらの農地を見まして、たまげました。こちらの方はとてもじゃないですけど、復元できないと思いますんで、ちょっと無理だと思いますんで、皆様のご審議のほどお願いしたいと思います。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第16号について、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、農地に該当しないと判断することに決ま

した。

議案第17号上程 令和8年度の農地利用最適化の目標設定等（案）について

議長（横田 友会長） 議案第17号上程 令和8年度の農地利用最適化の目標設定等（案）についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

黒澤事務局長 提案いたしました「令和8年度農地利用最適化の目標設定等（案）について」でございますが、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け経営第2584号農林水産省経営局長通知等）に基づき、毎年度最適化活動の「目標設定」、及び「点検・評価」を実施するものと定められており、今回は「目標設定」についてご協議をお願いするものです。先月ご審議いただきました、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」におきまして、10年後の目標を決定しましたが、その目標に基づきまして、お手元に令和8年度の目標を案として作成し、お配りしております。

まず、1ページ目でございますが、令和8年4月1日現在の農業委員会の状況を記載しております。2ページ目から、最適化活動の目標として、それぞれの活動の成果目標が記載されております。まず、（1）農地の集積として、①に現状が記載されており、②に目標（2）遊休農地の解消として①にせんだっての農地パトロールの集計結果が、現状として記載されており、②に目標を記載しております。3ページ目（3）新規参入の促進として、①現状に●●●●●●●●さんの新規参入を記載し、②に目標を記載しております。中段には、2、最適化活動の活動目標について、記載しております。以上が、「令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）」についての説明となります。今後のスケジュールですが、決定いただいた内容を3月末までに埼玉県に報告するとともに、ホームページにて公表することとなります。この案で公表することをご承認いただきますようお願いいたします。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等ありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第33号について、事務局の案の通り決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これもちまして秩父市農業委員会 令和8年第3回定例総会を閉会いたします。